

○丹波市市民プラザ条例

平成31年 3 月27日
条例第21号

(設置)

第1条 地域社会のあらゆる分野において、市民一人ひとりがその個性と能力を生かし、活躍する社会の実現に向けた取組を推進するとともに、そうした市民が主体となったまちづくりの促進に資する拠点として、丹波市市民プラザを設置する。

(名称及び位置)

第2条 丹波市市民プラザの名称及び位置は、次のとおりとする。

名称	位置
丹波市市民プラザ	丹波市氷上町本郷300番地

(業務)

第3条 丹波市市民プラザ（以下「市民プラザ」という。）は、次に掲げる業務を行う。

- (1) 市民プラザの利用の許可に関する業務
- (2) 市民プラザの管理運営に関する業務
- (3) 市民活動支援センターに関する業務
- (4) 男女共同参画センターに関する業務
- (5) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める業務

(休館日)

第4条 市民プラザの休館日は、次のとおりとする。

- (1) 月曜日
 - (2) 12月29日から翌年の1月3日まで
- 2 前項の規定にかかわらず、市長が特に必要があると認めたときは、同項に規定する休館日を変更し、又は別に休館日を定めることができる。

(開館時間)

第5条 市民プラザの開館時間は、午前10時から午後9時30分までとする。

- 2 前項の規定にかかわらず、市長が特に必要があると認めたときは、同項に規定する開館時間を変更することができる。

(使用登録等)

第6条 市民プラザの会議室、印刷室及び備付けの器具（以下「会議室等」という。）を使用しようとするもの（以下「申請者」という。）は、あらかじめ書面をもって市長の登録を受けなければならない。登録された事項を変更しようとするときも、同様とする。

- 2 市長は、前項に規定する申請を受け付けたときは、速やかに登録の可否を決定し、その旨を当該申請者に通知しなければならない。

(使用の許可)

第7条 前条により登録を受けた申請者（以下「登録者」という。）は、会議室等を使用しようとするときは、あらかじめ市長の許可を受けなければならない。許可に係る事項を変更しようとするときも同様とする。

- 2 市長は、前項の許可をする場合において、市民プラザの管理上必要な条件を付すことができる。

(使用許可の制限)

第8条 市長は、次の各号のいずれかに該当する場合は、使用を許可しないことができる。

- (1) 公の秩序又は善良の風俗を乱すおそれがあると認めるとき。
- (2) 会議室等を損傷し、又は滅失するおそれがあると認めるとき。
- (3) その他市長が管理上支障があると認めるとき。

(目的外使用の禁止等)

第9条 第7条により使用の許可を受けた登録者（以下「使用者」という。）は、許可を受けた目的以外に市民プラザを使用し、又は第三者に権利を譲渡し、若しくは転貸してはならない。

(使用料)

第10条 使用者は、別表に掲げる使用料を前納しなければならない。ただし、市長が特別の理由があるとして後納を認めるときは、この限りでない。

(使用料の免除)

第11条 市長は、特に必要があると認めるときは、前条の使用料を免除することができる。

(使用料の還付)

第12条 既に納めた使用料は、還付しない。ただし、市長が特に必要があると認めるときは、その全部又は一部を還付することができる。

(登録の取消し等)

第13条 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、登録を取り消し、又は使用許可を取り消し、若しくは使用を制限することができる。

- (1) 登録申請に偽りがあったとき。
- (2) 登録又は使用の許可の条件に違反したとき。
- (3) 職員の指示に従わないとき。
- (4) 前3号に定めるもののほか、この条例又はこの条例に基づく規則に違反したとき。

2 前項の規定により、登録を取り消し、又は使用許可を取り消し、若しくは使用の制限を命じた場合において、使用者に損害が生じて、市長は、その損害の責めを負わないものとする。ただし、市長がやむを得ない事情があると認めるときは、この限りでない。

(使用者等に対する指示)

第14条 市長は、施設の設備器具の保全その他施設の管理上必要があるときは、使用者その他の関係者に対し必要な指示をすることができる。

(指定管理者による管理)

第15条 市民プラザの管理は、法人その他の団体であつて市長が指定するもの（以下「指定管理者」という。）に行わせることができる。

2 前項の規定により、市民プラザの管理を指定管理者に行わせる場合は、第4条及び第5条の規定にかかわらず、当該指定管理者は、必要があると認めるときは、あらかじめ市長の承認を得て、市民プラザの休館日を変更し、若しくは別に定め、又は開館時間を変更することができる。

3 第1項の規定により市民プラザの管理を指定管理者に行わせる場合において、第6条から第8条まで、第13条及び第14条の規定中「市長」とあるのは

「指定管理者」と、第13条中「職員」とあるのは「指定管理者」と読み替えるものとする。

- 4 第1項の規定により市民プラザの管理を指定管理者に行わせる場合において、当該指定管理者が市民プラザの管理を行うこととされた期間前にされた第6条第1項（前項の規定により読み替えて適用される場合を含む。）の規定による登録の申請は、当該指定管理者にされた登録の申請とみなす。
- 5 第1項の規定により市民プラザの管理を指定管理者に行わせる場合において、当該指定管理者が市民プラザの管理を行うこととされた期間前にされた第6条第1項（第3項の規定により読み替えて適用される場合を含む。）の規定による登録を受けているものは、当該指定管理者の登録を受けたものとみなす。
- 6 第1項の規定により市民プラザの管理を指定管理者に行わせる場合において、当該指定管理者が市民プラザの管理を行うこととされた期間前にされた第7条第1項（第3項の規定により読み替えて適用される場合を含む。）の規定による許可の申請は、当該指定管理者にされた許可の申請とみなす。
- 7 第1項の規定により市民プラザの管理を指定管理者に行わせる場合において、当該指定管理者が市民プラザの管理を行うこととされた期間前にされた第7条第1項（第3項の規定により読み替えて適用される場合を含む。）の規定による許可を受けているものは、当該指定管理者の使用の許可を受けたものとみなす。

（指定管理者の業務）

第16条 指定管理者は、第3条第1号から第3号まで及び第5号に規定する業務を行うものとする。

（利用料金）

第17条 第15条第1項の規定により市民プラザの管理を指定管理者に行わせる場合は、第10条の規定にかかわらず、市民プラザの使用にかかる料金（以下「利用料金」という。）を指定管理者の収入として収受させるものとする。

- 2 前項の規定により利用料金を指定管理者の収入として収受させる場合は、利用料金の額は、別表に定める額の範囲内で指定管理者が定める。
- 3 指定管理者は、利用料金の額を定めようとするときは、市長の承認を受けなければならない。承認を受けた利用料金の額を変更しようとするときも、同様とする。
- 4 市長は、前項の承認をしたときは、その承認に係る変更後の利用料金の額を公告しなければならない。
- 5 第1項の場合における第11条及び第12条の適用については、これらの規定中「市長」とあるのは、「指定管理者」と、「使用料」とあるのは、「利用料金」と読み替えるものとする。

（原状回復の義務）

第18条 使用者は、市民プラザの使用を終了したとき、又は第13条の規定により使用許可を取り消され、又は使用を制限させられたときは直ちに原状に回復しなければならない。

（損害賠償の義務）

第19条 使用者は、市民プラザの使用に際し、会議室等を損傷し、又は滅失し

たときは、直ちに市長に届け出るとともに、損害を賠償しなければならない。ただし、使用者の責めによらない理由によると認めるときは、この限りでない。

(その他)

第20条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成31年10月22日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

(準備行為)

- 2 第6条の規定による登録及び第7条の規定による許可その他のこの条例を施行するために必要な準備行為は、この条例の施行の日前においても行うことができる。

別表（第10条、第17条関係）

(消費税含む。)

室名	単位	金額	
	時間	市内	市外
会議室 1	1 時間	400円	800円
会議室 2	1 時間	400円	800円
会議室 3	1 時間	400円	800円

備考

- 1 別表において、「市内」とは市内居住者、市内事業所勤務者及び市内学校在学者を、「市外」とはそれ以外の者をいう。
- 2 市内及び市外の者が混同して使用する場合において、市外の者が半数を超えるときは、市外の施設使用料を適用する。
- 3 営利を目的とした行為を行う場合は2倍の額とする。

○丹波市市民プラザ条例施行規則

平成31年 3 月27日

規則第20号

改正 令和元年 7 月 9 日規則第 9 号

(趣旨)

第1条 この規則は、丹波市市民プラザ条例（平成30年丹波市条例第21号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(業務)

第2条 条例第3条第3号及び第4号に規定する業務は、次に掲げるとおりとする。

(1) 市民活動支援センターに関する業務

ア 市民活動に関する人材育成講座の開催に関すること。

イ 市民活動に関する交流の促進、ネットワーク化及びコーディネートに関すること。

ウ 市民活動に関する相談の実施に関すること。

エ 市民活動に関する調査及び研究並びに情報の収集及び提供に関すること。

オ 市民活動団体運営及び組織強化の支援に関すること。

カ アからオに掲げるもののほか、市民活動を推進するために必要な業務

(2) 男女共同参画センターに関する業務

ア 男女共同参画に関する講演会、講座等の開催及びその他の啓発に関すること。

イ 男女共同参画に関する市民の活動及び交流の支援に関すること。

ウ 男女共同参画に関する相談の実施に関すること。

エ 男女共同参画に関する調査及び研究並びに情報の収集及び提供に関すること。

オ アからエに掲げるもののほか、男女共同参画を推進するために必要な業務

(業務時間)

第3条 前条に規定する市民活動支援センター及び男女共同参画センターの業務を行う時間は、午前10時から午後6時までとする。ただし、市長が必要と認めるときは、業務を行う時間を変更することができる。

(使用登録等)

第4条 条例第6条の規定により施設を使用しようとするもの（以下「申請者」という。）は、あらかじめ丹波市市民プラザ施設使用登録申請書を市長に提出するものとする。

2 市長は、前項に規定する申請があったときは、その内容を審査の上、登録の可否を決定し、丹波市市民プラザ施設使用登録通知書又は丹波市市民プラザ施設使用不登録通知書により当該申請者に通知するものとする。

(使用の許可)

第5条 前条の規定により登録を受けた申請者（以下「登録者」という。）が条例第7条の許可を受けようとするときは、施設を使用しようとする月の属する2月前から3日前までに丹波市市民プラザ施設使用許可申請書を市長に

提出するものとする。ただし、特別の理由又は当該施設の管理上支障がないと認められるときは、当該期間によらないことができる。

2 市長は、前項に規定する申請があったときは、その内容を審査し、使用に係る使用料完納の確認をもって使用の許可を決定するものとする。

3 市長は、使用の許可を決定したときは、当該登録者に対し、丹波市市民プラザ施設使用許可書を交付するものとする。

(使用料免除の範囲)

第6条 条例第11条に規定する使用料の免除は、次の各号のいずれかに該当するときとする。

(1) 市又は市の機関が主催し、又は共催する事業等に使用するとき 使用料の全額

(2) 丹波市生涯学習施設等使用料免除団体登録要綱（平成30年丹波市告示第39号）により使用料の免除が認められた団体であり、条例第1条に規定する市民プラザの目的達成のために使用するとき 条例別表に規定する1時間当たりの施設使用料の半額

(使用変更等)

第7条 使用の許可を受けた登録者（以下「使用者」という。）は、施設の使用を変更し、又は取消しをしようとするときは、あらかじめ市長に報告し、その承認を受けなければならない。

(使用料の還付)

第8条 条例第12条ただし書きの規定による使用料の還付割合は、次のとおりとする。

(1) 自己の責めによらない理由で使用できなくなったとき 100分の100

(2) 使用日前3日までに、使用の取消しの申出をしたとき 100分の100

(3) 条例第7条の規定により、使用変更を許可された場合において既納使用料に過納金が生じたとき 過納金の全額

2 前項の規定により使用料の還付を受けようとする使用者は、丹波市市民プラザ施設使用料還付申請書を市長に提出するものとする。

(使用者の遵守事項)

第9条 使用者は、条例及びこの規則に定めるもののほか次の事項を守らなければならない。

(1) 許可を受けた物品以外のものを販売しないこと。

(2) 所定の場所以外で飲食をしないこと。

(3) 許可なくして壁、柱等にはり紙をし、又はピン、釘打ち等をしないこと。

(4) 許可を受けた設備器具又は備付物品以外のものを使用しないこと。

(5) 施設の管理上、支障をきたすような行為をしないこと。

(6) その他市長の指示する事項に従うこと。

(入場の制限)

第10条 市長は、次の各号のいずれかに該当する者に対し入場を拒否し、又は退場を命ずることができる。

(1) めいていしている者

(2) 他人に危害を及ぼし、又は他人の迷惑になる物品若しくは動物の類

(盲導犬、介助犬等を除く。)を携帯する者
(3) 管理上必要な指示に従わない者
(係員の立入り)

第11条 使用者は、市長から管理上係員の立入りを求められたときは、拒んではならない。

(その他)

第12条 この規則に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、令和元年10月22日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

(準備行為)

2 第4条の規定による登録及び第5条の規定による許可その他のこの規則を施行するために必要な準備行為は、この規則の施行の日前においても行うことができる。

附 則 (令和元年7月9日規則第9号)

この規則は、公布の日から施行する。

